

EPA/FTAに基づく特恵関税の利用法調査に係る委託先の公募について

平成 20 年 8 月 28 日
日本機械輸出組合
通商・投資グループ

1. 調査目的

近年、我が国の締結する経済連携協定(EPA)が増加し、ASEANとの包括的経済連携協定(CEP)が今秋にも一部発効するに至っており、中国、韓国とASEANとの自由貿易協定と共に、経済連携協定が我が国の企業に活用されることが期待されている。一方で、経済連携協定の利用状況からすると未だ十分に活用されているとはいえないとの指摘もある。かかる状況を踏まえ、日本企業が経済連携協定を十分に活用してゆくことができるよう、我が国とASEANとのEPA、CEPを中心として、EPA・FTAによる利益の概要、特恵関税率の利用、原産地証明書の取得、整えるべき社内体制等についてとりまとめ、関係組合員の国際業務の一助とする。

2. 調査内容

(1) 委託内容

- ① 下記(2)の調査項目に基づき調査報告書案を作成し、関係資料とともに日本機械輸出組合に提出する。
- ② 必要に応じ調査内容に関する日本機械輸出組合の要望について検討する。

(2) 調査項目、その要点

1. どのような場合にEPA/FTAが活用できるか。
 - a. FTAにより企業にもたらされる利益の概要。
 - b. FTAに基づく関税率が利用できる取引(ASEAN各国のFTA締結の状況、FTA削減率の特徴、CEPの特徴)。
2. どのような視点からEPA/FTA活用を考察すべきか。
 - a. FTA関税率表の読み方と留意点(削減率の読み方、調査方法)。
 - b. 原産地規則の読み方と留意点(基準の相違、例外・許容規定、それらの調査方法)。
 - c. 適用される原産地規則とFTA利用方法のチェックポイント(まとめ)。
3. EPA/FTA利用のために留意すべき点。
 - a. 原産地証明書。
 - b. 事後審査。
 - c. 整えるべき書類保存、社内体制(原産地規則充足方法別に、具体的に説明する)。

d. 部品メーカーとの関係。

3. 審査基準

- ・ 申請者は、FTA・EPA 交渉及び FTA・EPA 協定テキストの構成要素に関する十分な知識を有していること。
- ・ 申請者は、対象 4ヶ国・地域のいくつかに事務所を有し、FTA に関する情報源を豊富に有しており、それぞれの FTA 政策に通じていること。
- ・ 申請者は、対象地域における FTA に係る豊富な調査実績をもっていること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 300 万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 20 年 12 月 20 日まで
提出物: 報告書(電子媒体)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 20 年 8 月 28 日～9 月 5 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HPに掲載されている場合は、同HPのURL)

8. 審査結果

平成20年9月8日(予定)HPで公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館401号室

担当:通商・投資グループ 担当者名前 河合 洋一

Eメール: (y-kawai@jmcti.or.jp)

TEL:03-3431-9348

FAX:03-3436-6455

(なお、当該情報に関するウェブサイトは組合員限定となっております。同サイトを公募の参考にされたい方は上記担当者までご連絡下さい。)

以上